

令和7年度

上尾市文化財保護審議会 第2回会議

日 時 令和8年3月26日(木)

午後2時から

場 所 上尾公民館 講座室501

【 次 第 】

1 開会

2 委員長挨拶

3 報告

(1)令和7年度の主な文化財保護事業の進捗について

4 議事

(1)令和8年度の主な文化財保護事業の計画について

(2)殿山古墳の現状変更申請について

(3)その他

5 閉会

委員名簿

氏 名	専 門 分 野
犬飼 大	歴史(近代史)
井上 肇	考古・郷土史
岸 清俊	歴史(近世史)
小島 孝夫	民俗
後藤 知美	民俗
杉山 正司	歴史(近世史)
遠山 正博	工芸品(刀剣)
村田 章人	考古

教育長・職員

氏 名	職 名
西倉 剛	教 育 長
加藤 浩章	教育総務部 部長
池田 直隆	// 次長
白石 恵子	生涯学習課 課長
小宮山 克巳	// 副主幹
長谷尾 篤	// 主任
加瀬 優	// 主任

【報告事項】

(1) 令和7年度の主な文化財保護事業の進捗について

ア. 文化財調査・保存事業

①文化財保存等事業費補助金

少林寺山門修繕事業

実施期間：令和7年10月1日～令和8年2月28日

内 容：山門歪みの矯正及び金具の新調

補 助：総事業費455,400円のうち227,700円を補助。

②無形民俗文化財継承活動助成交付金の交付

指定無形民俗文化財の保存のため、「上尾市指定無形民俗文化財継承活動助成交付金交付要綱」に基づき、市・県指定の無形民俗文化財の保持団体6件に対し交付金を交付した。

【交付団体】平方のどろいんきょ保存会（県指定）、藤波のささら獅子舞保存会（市指定、以下同）、畔吉ささら獅子舞保存会、藤波の餅つき踊り保存会、畔吉源太踊万作踊保存会、武州平方箕輪囃子連

※30,000円×6団体=180,000円

※2団体（堤崎はやし連、川の大じめ保存会）は未申請のため交付していない。

③文化財状況調査

文化財の円滑な保存・管理のため、県指定及び市指定・登録文化財を対象に文化財状況調査を実施した。

<状況調査件数>

文化財種別	文化財件数	状況調査件数 (所有者が個人・団体のもの) []は無形民俗文化財保持団体	市教委管理件数
国指定文化財	1	0	1
県指定文化財	5	4 [1]	1
市指定文化財	84	67 [7]	17
市登録文化財	39	39 [30]	0
計	129	110 [38]	19

※無形民俗文化財については、保存会構成員や活動状況も報告を受け状況を確認している。

④川の大じめについて

川の大じめ保存会会長から、現在活動を中止しているが、現地の木が倒れることが危惧されることから、撤去するとの連絡があった。

令和7年11月10日（月）に現地立会いを行い、八枝神社宮司のお払いの後、保存会の手で撤去作業が行われた。

⑤無形民俗文化財の公開

- ・令和7年4月6日（日）「畔吉の万作踊り」（畔吉・諏訪神社）
- ・令和7年10月5日（日）「藤波のささら獅子舞」（藤波・天神氷川八幡合社）
- ・令和7年10月12日（日）「畔吉ささら獅子舞」（畔吉・諏訪神社）

⑥文化財説明板・標柱の整備

- 説明板の整備【修繕1か所 小川家 月待供養塔（東町）】

⑦指定文化財の保存、文化財収蔵庫の管理

- 馬蹄寺のモクコク（県指定天然記念物）の害虫駆除（計4回）
【5月20日、6月30日、8月8日、令和8年3月24日に実施】
- 殿山古墳（市指定史跡）の現状変更届による伐採（4月4日）
樹木剪定（3月26日）
- 文化財収蔵庫の害虫防除（7月23日に実施）

イ. 埋蔵文化財調査事業

①試掘調査（令和8年3月19日時点）

届出件数 81 件

（うち試掘調査実施 42 件、工事立会 14 件、届出のみ 22 件、繰越 3）

②発掘調査 1 件

期日：令和7年9月16日（火）から9月30日（火）まで（10日間）

内容：尾山台遺跡（第4次調査） 古墳時代前期の住居跡1軒を検出

令和8年度に調査報告書を刊行予定

③遺物整理

- 平方石井戸遺跡（平方支所）
- 畔吉前原遺跡（丸山公園）

ウ. 「上尾の摘田・畑作用具」保存活用事業

①国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」整理作業 用具のクリーニング、状態確認作業の実施、大石南小学校2階に火災警報器設置

②啓発事業の実施

③作業部会を11月17日に開催（別紙1）

④文化財収蔵室として大石南中学校に3教室を確保

工. 文化財保護啓発事業

①歴史セミナーの開催

期日	内容・会場	参加人数	講 師
第1回 6/13(金)	かがやキッズ DAY 子ども歴史教室 「あげお歴史探検ツアー（原市地区）」 内容：上尾市、原市地区に関する講義 原市公民館周辺を歩いて巡り、文化財を解説。 会場：原市公民館 講座室1・2	6組9人 (児童7人 保護者2 名)	生涯学習課 職員
第2回 3/5・ 3/12 (木)	歴史セミナー「戦国時代の武蔵国と上尾」 内容：戦国時代から江戸時代に移行する社会情 勢の変化と地域に与えた影響や背景を学ぶ。 会場：上尾公民館 講座室 503	1回目 52人 2回目 41人	大正大学名誉 教授 宇高良哲

②文化財展

期日	事業内容	入場者
8/28(木) ～9/3(水)	「上尾市における遺跡調査のあゆみ」 発掘調査によって明らかになってきた市内の中心的な遺跡を紹介。 あわせて、夏休みこども考古学教室を実施(8/31、16人参加)。 会場：市役所ギャラリー	138人
10/4(土) ～10/19(日)	「上尾の昔・くらし展」 昔のくらしの中で使われていた道具を展示。 会場：自然学習館 展示ロビー	2,210人

③あげお市政出前講座等の実施

期日	依頼者	内容	受講者数
4/3(木)	職員課・令和7年度新規採用職員研修	上尾の歴史と文化	50人
6/26(火)	原市公民館放課後子供教室	上尾の遺跡と拓本講座	14人
7/22(火)	教育センター	上尾の歴史と文化財（自然学習館で「上尾の摘田・畑作用具」を中心に紹介）	30人
8/1(金)	領家まちづくり協議会	夏休みこども教室 「考古学者になってみよう」	30人
8/5(火)	畔吉集会所	畔吉集会所夏休みこども教室	10人

期日	依頼者	内容	受講者数
9/16（火）	大石公民館放課後子供教室	上尾の遺跡	30 人
10/9（木）	小敷谷寿楽会	上尾の歴史	30 人
11/25(火)	上尾市商工会議所	上尾の歴史	30 人
12/24(水)	上尾郷土史会	上尾の民俗	15 人
1/24(土)	OKEGAWAhon プラス+	埼玉のことば第2回 土地のことば・地名は語る！！地域の歴史 上尾の歴史的な地名	40 人
2/9(月)	原市公民館	原市公民館 郷土の歴史講座 身近な神社に親しむ	30 人

オ. 歴史資料調査事業

①岡田家文書の整理

令和6年2月・5月に寄贈を受けた西貝塚の岡田家文書の清掃、元の箱から新品の箱への移し替え作業とともに目録作成に向けての準備を実施。

②「須田家の神楽師用具」の曝涼

10月11、16日に実施し、保存箱内の曝涼及び防虫剤の入替えを行った。

③文書資料の曝涼

10月21、23日に実施し、保存箱内の曝涼及び防虫剤の入替えを行った。

④中性紙封筒への入替え

中性紙封筒を1,100枚購入。

【議 事】

(1) 令和8年度の主な文化財保護事業計画について

ア. 文化財調査・保存事業

①文化財の指定・登録

「八枝神社文書」について

主体的な資料である「お獅子様」に関する文書に絞って資料を選別する。

②文化財保存等事業費補助金

「馬蹄寺のモクコク」剪定及び支柱建替え事業

「藤波のささら獅子舞」法螺貝新調事業

「畔吉ささら獅子舞」提灯新調事業

③無形民俗文化財継承活動助成交付金

指定無形民俗文化財の継承のため、「上尾市指定無形民俗文化財継承活動助成交付金交付要綱」に基づき、県・市指定無形民俗文化財の保持団体8件に対し、申請に応じて交付金を交付する予定。

【対象】藤波のささら獅子舞・藤波の餅つき踊り・畔吉ささら獅子舞・川の大じめ・畔吉の万作踊り・堤崎の祭りばやし・武州平方箕輪囃子・平方祇園祭のどろいんきょ行事

④文化財状況調査

文化財の円滑な保存・管理のため、指定・登録文化財状況調査を実施

⑤指定・登録文化財、収蔵庫の管理

- ・「馬蹄寺のモクコク」害虫駆除（年4回）
- ・文化財収蔵庫害虫防除（年1回 8月予定）
- ・殿山古墳樹木剪定（年1回 3月予定）

⑥文化財説明板・標柱の整備

- 遺跡説明板の修繕（天沼遺跡）

イ. 埋蔵文化財調査事業

①試掘調査

土木工事等に係る申請に基づき、適宜実施

②発掘調査

後山遺跡（第10次）、時期未定

③報告書刊行

尾山台遺跡（第4次）

④遺物整理

●平方石井戸遺跡（平方支所）

●畔吉前原遺跡（丸山公園）

ウ. 「上尾の摘田・畑作用具」保存活用事業

①国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」整理作業

継続して保存状態の確認とクリーニングの実施

②「上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会」の開催（別紙2・別紙3）

③啓発事業の実施

エ. 文化財保護啓発事業

①文化財関係展示会の実施

上尾の昔・くらし展（10月中旬 自然学習館）

②歴史セミナーの開催

全3回実施予定（第1回は令和8年6月のかがやキッズDayに合わせて

小学生を対象に平方地区で実施予定）

オ. 歴史資料調査事業

①岡田家文書の整理

引き続き元の箱から新しい箱への移し替え作業とともに目録作成、文書番号の付与に向けての準備を実施。

②中性紙封筒への入れ替え

古文書等を保管している封筒が中性紙封筒ではないため、入れ替えを実施。順次市指定文書から入れ替えを実施（別紙計画表）。

文書	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
須田家文書（紅花） 約400点				
南村須田家文書（紅花） 約700点				
須田家文書 （残り約1,200点）				
南村須田家文書 （残り約24,000点）				
上尾宿助郷関係 （壺丁目村）文書 （200点）				
矢部家文書 （1705点）				
神田家文書 （1351点）				
平方村石倉家文書 （3317点）				

（2）殿山古墳 現状変更申請について ……別紙4

（3）その他

上尾市文化財保存活用委員会 第1回作業部会

日 時 令和7年11月17日（月）午後2時から4時30分まで

会 場 大石南小学校 市史担当分室

出席者 遠山 正博委員長、犬飼 大委員、井上 肇委員、小島 孝夫委員、後藤 知美委員、村田 章人委員

事務局：白石課長、小宮山副主幹、長谷尾主任

経 緯 平成7年度上尾市文化財保護審議会第1回会議において、上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会を組織する前に、文化財保護審議会として検討できることを事前に確認し、意見を集約する場として作業部会を開催した。

（文化財保護審議会の議事録 <https://www.city.ageo.lg.jp/site/iinkai/409043.html>）

内 容

○「上尾の摘田・畑作用具」保存活用計画及び地域計画について

- ・事務局から提示した地域計画を並行して作成する考え方については、事務量等を鑑み、まずは「上尾の摘田・畑作用具」保存活用計画を作成する方向となった。その際、施設がない中でも計画を作成している自治体があるので研究する。
- ・上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会から短期、中期、長期と分けて計画を作成するよう答申を受けた中で、収蔵スペースが足りないという現状で何を事業化するか。何を移転させるか考える必要がある。
- ・現状と課題を整理し、解決に向けて検討する。

○「上尾の摘田・畑作用具」の保存・活用について

- ・市としてすぐに単独の保管施設を建てる計画は無く、公共施設の活用についても未定である。その中で本年度は大石南中学校の3教室を確保したので、何を収蔵するか選別する。
- ・大石南中学校も環境調査が必要である。本来は収蔵前に調査するのが望ましいが既に動き出しているため、大石南小と同様に収蔵しながら環境調査を実施する必要がある。調査は東文研の事業として対応可能であるため、県・文化庁に相談しながら実施する。
- ・文化財保護審議会で作業部会の検討内容と、計画作成スケジュールを提示する。
- ・文化財保護審議会と事務局で連絡を密にする。些細なことでも相談し、事業を進める。また、委員同士も気兼ねなく連絡を取合い、保管施設建設に向けたソフト事業を提案する。

○文化財保護審議会から市教育委員会への意見・要望について

- ・現在は事業に対して市が前向きな姿勢でいるが、人事異動に伴って停滞しないように、市が取り組むべき事業に対しての意見書又は要望書を提出したいという意見があった。

○上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会条例

令和 3 年 3 月 26 日 条例第 4 号

(設置)

第 1 条 有形の民俗文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する民俗文化財をいう。）である上尾の摘田・畑作用具（以下単に「上尾の摘田・畑作用具」という。）の計画的な保存及び活用を図るため、上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 上尾の摘田・畑作用具の保存及び活用に関する計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 上尾の摘田・畑作用具の保存環境の整備に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、上尾の摘田・畑作用具の保存及び活用に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化財に関して優れた識見を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係機関の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務に関し助言又は指導を得るため、文化庁、埼玉県教育委員会その他の関係機関に対し、会議への出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(文化財保護審議会への報告)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を上尾市文化財保護条例（平成18年上尾市条例第8号）第24条に規定する上尾市文化財保護審議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。（略）

別紙 3

「上尾の摘田・畑作用具」保存活用計画について

1 喫緊の現状と課題

(1) 収蔵計画について

1 つ 1 つの文化財を目視するための空間を設けた場合、9 教室（1 教室 62.05 m ² ＝約 558 m ² ）が必要だが 4 教室（248 m ² ）に無理矢理詰め込んだ状態であり、クリーニングを進めても戻す場所がなく 5 教室（310 m ² ）が足りない。	
方 針	発生する懸念と対策
●現状の校舎で確保する ・別階教室の確保 ・壁面の撤去による廊下の利用 ●別の校舎・施設で確保する ●新たな施設の建設を検討する	・火の利用による火事 → 防火壁の設置 ・アコーディオンカーテンのため虫の侵入の恐れ → 新たな壁の設置 ・面積が広くなるため、除湿器・加湿器の許容範囲を超える → 複数個で対応可能か調査する ・人員の不足 → 新たに雇用する ・環境が不明 → 環境調査を実施、対策を考える ・場所、必要経費、設計、必要性の説明

(2) 温湿度管理について

文化財を適切に保存するには温度 22℃±1℃、湿度 55%±10%が望ましいが、各資料室に設置した温湿度データロガーによると、7 月から 9 月は 30 度を超える日があり、湿度は 70%以上ある日が続く。また、冬は 10℃前後で湿度が 40%を下回る日が続くため、4・5 月、10・11 月以外は対策が必要である。	
方 針	発生する懸念と対策
●夏場の対策 ・断熱材やよしずを設置する ・除湿器を買換える、増やす ●冬の対策 ・加湿器を設置する	・劣化による汚れや文化財への接触 → 文化財だけでなく断熱資材についてもよく観察する ・集めた水の対処忘れ → 個数を把握し、必ず 2 人以上で水処理を確認する ・窓の結露や暗幕の濡れ → 窓際をよく観察し、水滴があれば除去する

2 その他現状と課題、対策

●文化財への影響は見られないが小さな虫が発生しているため、隙間への目張りや隙間シールを設置する。

●調査・研究が不足しており、特に畑作については映像や写真の記録が少ない。当時を知っている人は減少する一方であるため、畑作の記録保存事業を実施する。

●火事発生時の対策がないため、学校からの連絡網や行動計画を作成する。また、学校の消防計画や避難訓練にも取入れていただくようお願いする。

●電子媒体での啓発が不十分であるため、ホームページで工程ごとに紹介する等拡充する。

殿山古墳の現状変更について

1 文化財の種別・名称 上尾市指定史跡 殿山古墳

2 概要

令和7年度7月から9月にかけて、台風やゲリラ豪雨等により殿山古墳の東側崖面に自生する樹木が落ち、墳丘が一部崩落した。このまま放置すると、古墳東端のある樹木や墳丘が更に崩落する恐れがあるため、山留めをして防止するものである。

3 現状変更等行為の内容

(1) 東側隣接地境界線沿いの切株の腐敗等による断崖部分の倒壊及び泥流出を防ぐ為の山留工事

(2) 腐敗した切株の撤去及び場内処分

4 現状変更等行為の着手及び完了予定年月日

(1) 着手 現状変更等行為許可後

(2) 完了 令和 8年 6月30日

5 現状の写真及び計画図



令和7年8月25日
樹木及び墳丘崩落



令和7年9月29日
土嚢袋による墳丘保護

